

令和3年度 五島列島ジオパーク構想活動支援助成金 募集のお知らせ

五島列島ジオパーク推進協議会

五島列島ジオパーク構想に関連する調査・研究及び普及・啓発事業を支援し、五島列島ジオパーク構想エリア内の貴重な地域資源の保全とジオパーク活動の充実を図るため、調査研究及び普及啓発にかかる事業費を助成します。

1. 助成対象事業

五島列島ジオパーク構想に関連がある次に掲げる事業

(1) 調査・研究事業

- ①地質・地形に関する調査研究
- ②動植物に関する調査研究
- ③歴史・文化に関する調査研究
- ④ジオパークを活かした地域産業の振興に関する調査研究

(2) 普及・啓発事業

- ①五島列島ジオパーク構想の理解や浸透に資する活動
- ②ジオパークによる地域産業の振興に資する活動
- ③地域資源の保全に資する活動

2. 助成対象者、助成の要件、対象経費

	調査・研究事業	普及・啓発事業
助成対象者	次のいずれかに該当する個人又は団体 (1)大学などの研究機関に所属する研究者 (2)学会発表や論文執筆に意欲のある学生（高校生、大学生、大学院生など） (3)小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員 (4)その他、会長が認めた研究者	五島列島ジオパーク構想エリア内で、五島列島ジオパーク構想の普及・啓発・保全事業を行う個人又は団体
助成要件	次の全ての要件を満たすこと (1)五島列島ジオパーク構想において、学術資料として活用が見込まれるもの (2)研究成果として、学会や学術誌等で発表できるものであること	五島列島ジオパーク構想の普及・啓発・保全に寄与する活動であること

助成対象経費	調査・研究に要する次に掲げる経費 (1)調査研究地までの交通費 (2)調査研究地内での交通費 (3)調査研究地内での宿泊費（飲食費を除く） (4)物品購入費及び事務費 (5)船・車・施設等の借上料 (6)その他、会長が認めるもの	普及・啓発・保全に要する次に掲げる経費 (1)物品購入費及び事務費 (2)船・車・施設等の借上料 (3)講師等を招聘するための交通費及び宿泊費（飲食費を除く） (4)商品やツアーの開発に要する経費 (5)その他、会長が認めるもの
--------	--	---

3. 助成額等

(1) 助成金の額

①調査・研究事業：1件あたり30万円以内

②普及・啓発事業：1件あたり5万円以内

ただし、助成金の交付は、1助成対象者につき1件とします。

(2) 助成率

助成対象経費の10/10

(3) 助成件数

①調査・研究事業：5件程度

②普及・啓発事業：10件程度

4. 応募の方法

次の書類を「5. 申込先・問合せ先」に持参又は郵送してください。

(1) 交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 申請者に関する調書（様式第4号）

※様式等は五島市ホームページ「まるごとう」に掲載しています。

5. 申込先・問合せ先

五島列島ジオパーク推進協議会事務局

（五島市総務企画部政策企画課ジオパーク推進班内）

住所：〒853-8501長崎県五島市福江町1番1号

電話：0959-72-6782

6. 募集締切

(1) 調査・研究事業

令和3年6月30日（水）

(2) 普及・啓発事業

募集締切を2回設けます。同じ個人・団体の年度内2回の採択はいたしません。

第1回：令和3年6月30日（水）

第2回：令和3年10月29日（金）

7. 審査

五島列島ジオパーク推進協議会において審査を行い、助成金交付の可否を決定します。結果は、7月中（普及・啓発事業2回目は11月中）に申請者へ連絡します。

8. 実績報告

助成事業完了後、次の書類を令和4年2月28日（月）までに提出してください。

- (1) 事業実績報告書（様式第12号）
- (2) 事業成果概要【公開用】（様式第13号）
- (3) 事業成果報告書（様式第14号）※調査・研究事業のみ。公開しません。
- (4) 収支決算書（様式第15号）
- (5) 助成対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し ※領収書徴収が不能の場合、支払証明書（様式第16号）を提出してください。

9. 助成金の交付

助成金交付の決定後、請求書（様式第6号）を提出していただき、指定口座に助成金を振り込みます。実績報告書類を審査後、助成金の額を確定し清算を行います。

10. その他

- (1) 助成金の交付に関する詳細については、「五島列島ジオパーク構想活動支援事業交付要綱」をご覧ください。
- (2) 交付決定後、交付対象者の氏名、所属、事業名を五島市ホームページで公開します。
- (3) 事業成果概要【公開用】は、五島市ホームページで公開するほか、五島列島ジオパーク構想の活動において活用します。また、地域住民向け成果発表会において、事業成果を発表して頂きます。
- (4) 助成金を使って行われた調査・研究の成果を学会等で発表するときや学術誌等に投稿する際は、研究の一部に本助成金を活用した旨明記してください。上記のような成果の公開時には、それを行ったことを推進協議会にも報告してください。
- (5) 論文別刷りなどの研究成果物は推進協議会に提出してください。